個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地台帳	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農家が所有・貸借している農地を農家毎に整備し、法令事務処理の資料とする	
記録項目	１氏名、２住所、３農地の地番、地積等	
記録範囲	市内農家及び市内の土地を所有している市外の者	
記録情報の収集方法	住民基本台帳、固定資産税課税台帳、農地法に基づく届出及び申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に該当（本人の数1,000人以上）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	贈与税納税猶予希望者名簿	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農業経営者が生前に推定相続人に農地を一括して贈与した場合に贈与税の納税を猶予する	
記録項目	１氏名、２住所、３農地の地番、地積等	
記録範囲	贈与税納税猶予希望者	
記録情報の収集方法	税務署からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	相続税納税猶予希望者名簿	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農業経営者から農地等を相続し、かつ農業を継続する場合に相続税の納税を猶予する	
記録項目	１氏名、２住所、３農地の地番、地積等	
記録範囲	相続税納税猶予希望者	
記録情報の収集方法	税務署からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農業委員・農地利用最適化推進委員台帳	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農業委員・農地利用最適化推進委員の住所、氏名、就任状況等を記録して保存する	
記録項目	１氏名、２住所、３連絡先、４担当地区	
記録範囲	農業委員・農地利用最適化推進委員就任者	
記録情報の収集方法	農業委員・農地利用最適化推進委員就任者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農業者年金業務委託事務ファイル	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農業者年金被保険者及び受給権者の資格関係管理、各種異動事務処理を行う	
記録項目	１氏名、２住所、３連絡先、４加入履歴、５支払額等	
記録範囲	農業者年金被保険者、受給権者	
記録情報の収集方法	農業者年金被保険者、受給権者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地法第３条許可事務ファイル	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	耕作者の農地取得及び賃貸借等許可のため	
記録項目	１氏名、２住所、３農地の地番、地積等	
記録範囲	農地法第３条許可申請者（譲渡人、譲受人）	
記録情報の収集方法	農地法第３条許可申請者（譲渡人、譲受人）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に非該当（本人の数1,000人未満）	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	農地法第４条及び第５条関連ファイル	
行政機関等の名称	中野市農業委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局農業振興係	
個人情報ファイルの利用目的	農地の転用に関する許可	
記録項目	１氏名、２住所、３農地の地番、地積等	
記録範囲	農地法第４条及び第５条許可申請者（譲渡人、譲受人）	
記録情報の収集方法	農地法第４条及び第５条許可申請者（譲渡人、譲受人）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）農業委員会事務局	
	（所在地）中野市三好町一丁目３番19号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
個人情報ファイルの種別	☑法第60条第２項第１号（電算処理ファイル）	□法第60条第２項第２号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第７項に該当するファイル　☑有　□無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
備　　考	政令第20条第２項に非該当（本人の数1,000人未満）	